

# 公 告

契約担当官  
航空自衛隊第1航空団  
会計隊長 伊藤 勝



次により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名等

件 名 (品 名)	規 格	単 位	数 量	備 考
令和7年度1号缶ボイラー等点検及び整備	仕様書のとおり	式	1	

(2) 履行場所 航空自衛隊浜松基地

(3) 履行期間 契 約 締 結 日 ~ 令 和 7 年 9 月 30 日

## 2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の交付を受けた者で「役務の提供等」D級以上に格付けされ『東海・北陸地域』の競争参加資格を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと。
- (3) ア 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。  
イ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。  
ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

## 3 契約条項を示す場所 静岡県浜松市西区西山町無番地 航空自衛隊浜松基地 会計隊

## 4 競争執行の場所及び日時

- (1) 場 所 航空自衛隊浜松基地 会計隊 入札室
- (2) 入札日時 令 和 7 年 4 月 16 日 (水) 10 時 00 分

## 5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 予決令第77条第二号により免除
- (2) 契約保証金 予決令第100条の3第3号により免除

## 7 入札の無効

競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

## 8 契約書等作成の要否 要

## 9 落札決定方式 総額決定

## 10 契約方法 確定契約

## 11 その他

- (1) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
- (2) 入札に先立ち、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出すること。(FAX可)
- (3) 本入札における郵便入札を可とする。配達記録を有する手段により、令和7年4月14日(月) 必着。
- (4) 入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税相当分を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。なお、免税事業者については、消費税及び地方消費税相当分を上乗せする。
- (5) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。  
電話(053)472-1111 内線 3762, 3763 FAX(053)472-7735 担当: 青木

役務一般仕様書	作成部隊名	第1航空団基地業務群施設隊
	承認年月日	令和7年1月29日
	仕様書番号	施設役務6-81
<b>1 適用範囲</b>		
<p>(1) 本仕様書は、浜松基地、浜松広報館及び宿舎における役務（国有財産管理に限る。）について適用する。</p> <p>(2) 本仕様書に規定する事項は、契約相手方の責任において履行し、契約図書等は相互に補完する。</p> <p>(3) 役務特記仕様書及び図に記載されているもののうち、本仕様書と相違がある場合は、役務特記仕様書及び図による。</p>		
<b>2 一般事項</b>		
<p>(1) 役務内容は全て、本仕様書、図及び引用図書に基づき履行し、その履行に対する監督官の指示に従う。</p> <p>(2) 引用図書及び各種関連法規等は、特記仕様書による。</p> <p>(3) 役務特記仕様書及び図の内容に疑義が生じた場合若しくは、役務特記仕様書に記載されていない部分に不具合が認められた場合は、速やかに監督官と協議し、監督官の指示に従う。</p> <p>(4) 関係官公署その他の関係機関への届け出が必要な場合は、遅滞なく行う。</p> <p>(5) 契約図書等は、当該関係者以外に貸出し、複製及び閲覧をさせてはならない。</p> <p>(6) 役務写真は、営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課制定）に示された時期及び内容に準じて撮影するほか、監督官の指示により撮影し、アルバム形式に整理された写真を提出する。</p>		
<b>3 発生材の取り扱い</b>		
<p>(1) 発生材は、可能な限り分別し、監督官の指定した場所まで運搬する。</p> <p>(2) 発生材調書は、材料名、形状寸法、数量、重量及び単位を記載し、提出する。</p>		
<b>4 検査等</b>		
役務特記仕様書による。		
<b>5 基地内における規程事項</b>		
(1) 注意事項		
<p>ア 役務関係者の基地への入出門及び施設内への立入りは、監督官と調整後、申請等により許可を受ける。</p> <p>イ 腕章又は入門許可証は、常に装着する。ただし、作業等に支障がある場合は携行し、関係者から要求があった場合は直ちに提示する。</p> <p>ウ 関係のない場所の写真を撮影してはならない。</p> <p>エ 指示した場所以外へは、立入りしてはならない。</p> <p>オ 基地内の通行は、公道と同様に交通規則を厳守する。また、車両等を基地内に長期間駐車させる場合は、監督官に指示を受ける。</p> <p>カ 酒類等の飲食物を基地内に持ち込んではならない。 なお、喫煙、飲食等の場所については、監督官の指示による。</p> <p>キ 危険物等の搬入がある場合は、事前に許可を受ける。</p> <p>ク 油脂類等は、みだりに放置してはならない。</p> <p>ケ 監督官から指示された事項は、遵守する。</p>		

コ 作業に際し、契約相手方が基地内施設を損傷した場合、契約相手方の負担で原状に復する。

(2) 入出門

ア 入出門に係る申請等については、役務特記仕様書による。

イ 基地内への入出門時間は、08時15分～17時00分とし、その時間以外に入出門が必要な場合は、監督官と協議し、届出書を提出する。

ウ 入門の際、本人確認を行うため、公的機関が発行した身分証明書等（外国政府発行のものを含む。以下に例を示す。）により、国籍確認及び顔認証ができるものを提示する。

なお、身分証明書等を有しない者については入門を許可しない。

(ア) 日本国籍を有する者

パスポート、IC型運転免許証（読み取り機によるパスワードの入力で、国籍（本籍）が確認できる場合のみ）等

(イ) 日本国籍を有しない者

パスポート、在留カード、在留資格認定証明書又は特別永住者証明書

(ウ) 運転免許証（顔認証）と住民票（本籍により国籍確認ができるもので、マイナンバー及び住民票コードが省略されたもの。写し可）など複数の身分証明書等の組み合わせによる提示としてもよい。

エ 入門の制限又は禁止となる項目を以下に示す。

(ア) 基地内の秩序を乱した場合

(イ) 監督官の指示に従わない場合

(ウ) 腕章又は入門許可証などの入出門に係る物を紛失した場合

(エ) 入出門に係る許可の期限が超過した場合

(オ) 訓練又は災害等により、入出門に対する制限等が発令された場合

(カ) 監督官が不適と判断した場合

(3) 基地内の運行を許可する車両

基地内において運行することのできる車両は、基地内臨時乗入証を掲示している車両とする。

なお、臨時乗入証を発行する際、入門者は警衛隊員に対し車検証（原本）を提示するものとする。

## 6 情報保証

(1) 機器等の使用

役務関係の提出電子データを取扱うパソコン等については、情報流出対策及び最新のウィルス対策が行われたパソコン等を使用する。

(2) 提出された個人情報等の取扱い

提出された個人情報等は、個人情報保護法及び関係自衛隊規則に基づき厳正に保護し、本役務以外は使用目的としない。

## 7 提出書類

役務特記仕様書による。

役務特記仕様書	作成部隊名	第1航空団基地業務群施設隊
	作成年月日	令和7年3月26日
	仕様書番号	施設役務 7-1 7
1 件名	令和7年度1号缶ボイラー等点検及び整備	
2 適用範囲	この仕様書は、航空自衛隊浜松基地における、令和7年1号缶ボイラー等点検及び整備について適用する。 なお、本役務に必要な一般事項は、役務一般仕様書による。	
3 履行場所	航空自衛隊浜松基地（別図のとおり。）	
4 履行期限	令和7年9月30日	
5 性能検査受査期間（基準）	令和7年6月23日～令和7年6月25日	
6 引用図書及び各種関連法規等	<p>(1) 引用図書 建築保全業務共通仕様書（令和5年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修</p> <p>(2) 関連法規 ア ボイラー及び圧力容器安全規則38条1項 イ ボイラー及び圧力容器安全規則73条1項</p>	
7 役務内容	関連法規に基づき、性能検査受査に必要なボイラー及び圧力容器等の点検並びに整備を受査前日までに完了させる。性能検査合格後、ボイラー及び圧力容器を組み立てるものとし、ポンプ、送風機については運転調整を実施する。	
(1) 点検（シーズンイン点検）	<p>ア 内容（細部は別表第1のとおり。）</p> <p>(ア) ボイラーの点検 (イ) 貯湯タンク及び熱交換器の点検</p> <p>イ 内容（細部は別表第1のとおり。）</p> <p>(ア) ポンプの点検 (イ) 送風機の点検</p> <p>ウ 対象機器 別表第2のとおり。</p>	

(2) 整備

ア 内容（細部は別表第3のとおり。）

（ア）ボイラーの整備

（イ）貯湯タンク及び熱交換器の整備

イ 対象機器

別表第4のとおり。

(3) 性能検査立会

(4) 点検及び整備終了後作業完了報告書を提出する。

8 作業終了確認

作業が終了し、終了検査前までに使用する必要がある場合、監督官又は主任監督官が契約相手方の立ち会いのもと、作業終了確認を実施し、一時的に使用可とする。

9 検査等

(1) 性能検査前中間確認

官側が受査する性能検査受査前に、検査官による中間確認を行う。

(2) 性能検査

官側が受査する性能検査時には、現場代理人が立会う。

(3) 完了検査

ア 検査は、以下に示す要件を全て満たした場合、受検することができる。

（ア）特記仕様書に示す作業が完了していること。

（イ）本仕様書に記載された、全ての書類が提出されていること。

（ウ）是正等があった場合、その全てのは正が終了していること。

（エ）監督官及び主任監督官の確認を得ていること。

イ 検査は、監督官及び契約相手方の立ち会いのもと行い、検査官による確認をもって完了することができる。

10 その他

燃え殻については、官側に引き渡すものとする。

11 提出書類

(1) 契約相手方は、下表の適用に示す●印の提出書類を、監督官に提出する。

No	摘要	書類名	提出期限	部数	様式
1	●	業者入門申請書及び従業員等名簿	作業前 までに	1	定型
2	●	住民票（従業員等名簿に添付）		1	
3	●	腕章		必要数	
4		臨時立入申請書		2	
5	●	現場代理人等（選任・変更）通知書		1	

No	摘要	書類名	提出期限	部数	様式
6	●	工程表	作業前 までに	1	任意
7		作業計画書		1	
8		使用材料納品書又は出荷証明書	その都度	1	定型
9	※	打合せ書		1	
10		発生材報告及び発生材調書	その都度	1	任意
11		産業廃棄物管理票(A, B 2, D及びE票)の写し		1	
12	●	役務写真		1	
13	●	完成(完了)通知書	完了後	1	定型
14	※	時間外出入門届及び臨時乗入れ申請	その都度	1	
15	※	火気使用申請書	必要時	1	
16		給水等使用申請書		1	

注記1 火気使用申請は申請書を提出し許可証を受領した後に、器具等の使用を開始する。

注記2 従業員等名簿には、全員分の住民票（本籍地が記載され、発行後3か月以内のもの、写し可）を添付し、日本国籍を有さないものは、パスポート、在留カード、在留資格認定証明書又は特別永住者証明書1部（写し可）を添付すること。

注記3 完了検査は、産業廃棄物管理票（D票）の写しをもって受けることができる。ただし、産業廃棄物管理票（E票）が交付され次第、速やかに監督官へ提出すること。

注記4 ※印の提出書類の要否については、別途、監督官より指示をする。

## (2) その他の提出書類

書類名	提出期限	部数	様式
作業完了報告書	完了後	1	任意

## 点検内容

## 1 ボイラー（シーズンイン点検）

項目		細部内容
基礎・固定部		1 亀裂、沈下の有無を点検する。 2 ボルトの緩みの有無を点検する。
外観の状況	本体	腐食、損傷の有無を点検する。
	保温材	脱落、損傷の有無を点検する。
	管台及び付属品取付部	1 蒸気漏れ又は水漏れ及びボルトの緩みの有無を点検する。 2 曲がり、損傷等の有無を点検する。
内部の状況	蒸気又は水側部	1 スケール、スラッジ、酸化物等の付着の有無を点検する。 2 内面の過熱、変色、変形、割れ、腐食等の有無を点検する。 3 煙管、管ステーの曲り、変形等の有無を点検する。 4 管台及び管取付け穴の内部のスケール、さびの詰まり及び腐食の有無を点検する。
		1 スケール、スラッジ、酸化物等の付着の有無を点検する。 2 取り外し可能なものは、取り外しのうえ清掃する。 3 目詰まり、腐食、損傷等の有無を点検する。 4 ボルトの緩み、損傷等の有無を点検する。
		1 開放のうえ、ふた板の内面及びガスケットの当たり面を清掃する。 2 蒸気漏れ又は水漏れ及び腐食、損傷等の有無を点検する。 3 ボルトの緩み、損傷等の有無を点検する。
		1 すす、未燃物等の付着物の有無を点検する。 2 過熱の異常及び漏れ、変形、割れ等の有無を点検する。
	ガス側部	1 すす、未燃物等の付着物の有無を点検する。 2 管壁面の過熱、変色、変形、腐食等の有無を点検する。 3 管取付け部の漏れ、詰まり、割れ等の有無を点検する。
		1 すす、カーボン等の付着物の有無を点検する。 2 亀裂及び脱落の有無を点検する。
		1 開放のうえ、内部を清掃する。 2 扉の腐食、焼損、内張り断熱材及び耐火材の脱落、締め付けボルトの焼損等の有無を点検する。
	煙道及び煙突	1 排ガスの漏れ、過熱、変色、腐食、割れ等の有無を点検する。 2 すす、カーボン及び水溜まりの有無を点検する。
		1 分解のうえ清掃する。 2 弁及び弁座の損傷の有無を点検する。 3 各部品を清掃し、腐食、損傷等の有無を点検する。 4 組み立て後、原則として吹き出しテストをする。
付属品	安全弁及び逃がし弁	

項目		細部内容
付属品	主蒸気弁、給水止弁及び吹き出し弁	<p>1 分解のうえ清掃する。</p> <p>2 弁座の腐食、損傷等の有無を点検する。</p>
	水面計	<p>1 分解のうえ清掃する。</p> <p>2 弁又はコックの目詰まり、漏れ、腐食、損傷等の有無を点検する。</p> <p>3 弁又はコックの開閉の良否を点検する。</p>
	水柱管及び連絡管	<p>1 内部を清掃する。</p> <p>2 腐食、詰まり及び蒸気又は水の漏れの有無を点検する。</p>
	圧力計及び温度計	<p>1 指針が大気圧の下でゼロ点の指示であることを確認する。</p> <p>2 損傷等の有無を点検する。</p> <p>3 導圧口、導圧管、サイホン管、コック等の詰まりの有無を点検する。</p> <p>4 温度計の感温部の腐食及び損傷の有無を点検する。</p>
主バーナー		<p>1 炎口部に付着したすす、カーボン、未燃物等の汚れを清掃する。</p> <p>2 油ノルズ及びカップを清掃する。</p> <p>3 燃料ノズル、ディフューザー、燃焼筒、バーナータイルの損傷、変形、割れ等の有無を点検する。</p> <p>4 燃料管及び調整弁の損傷、燃料漏れ及び詰まりの有無を点検する。</p> <p>5 空気ダンパーの汚れ、損傷等の有無及び作動の良否を点検する。</p> <p>6 燃焼量調整リンク機構のジョイント及びセットボルトの緩み、摩耗及びセット位置のずれの有無を点検する。</p>
パイロットバーナー		炎口部に付着したすす、カーボン、未燃物等の汚れを清掃し焼損、変形、割れ等の有無を点検する。
自動制御装置	電極式水位検出器	<p>1 電極筒を分解のうえ内部を清掃する。</p> <p>2 電極棒及び保持器の取付け状態及び絶縁の良否並びに蒸気漏れ及び劣化の有無を点検する。</p> <p>3 連絡管及び元弁の詰まり並びに配管接続部の蒸気又は水漏れの有無を点検する。</p>
	フロート式水位検出器	フロート部を取り出しフロートチャンバー内部を清掃する。
	火炎検出器	<p>1 火炎検出器を取り出し、検出部の汚れ、焼損、亀裂等の有無を点検する。</p> <p>2 検出部の装置及び接触の良否を点検する。</p>

項目		細部内容
自動制御装置	燃料遮断弁	<p>1 油燃料遮断弁は、バーナーの燃料停止時に、バーナーノズルからの油の滴下量が規定値以下であることを確認する。</p> <p>2 弁及び配管との接合部の漏れの有無を点検する。</p>
	蒸気圧力スイッチ及び比例圧力調整器	<p>1 導圧管接続口の詰まり及びベローズの亀裂の有無を点検する。</p> <p>2 導圧管及び接続弁の詰まり、漏れ、腐食、損傷等の有無を点検する。</p>
	ばい煙濃度計	<p>1 投光器並びに受光器のフィルターガラス及びレンズを清掃し、損傷の有無を点検する。</p> <p>2 投光器及び受光器のページ用のファンの作動の良否を点検する。</p>

## 2 貯湯タンク、熱交換器（シーズンイン点検）

項目	細部内容	
基礎・固定部	<p>1 基礎の亀裂、沈下等の有無を点検する。</p> <p>2 架台の曲り、さび、損傷等の有無を点検する。</p> <p>3 基礎ボルト、取付ボルト、固定金具等の緩み、損傷等の有無を点検する。</p> <p>4 配管支持部の変形の有無を確認する。</p>	
外観の状況	<p>1 締付けボルトの緩み、腐食、曲り等の有無を点検する。</p> <p>2 保温材の脱落、損傷等の有無を点検する。</p> <p>3 加熱管を引出し、内外面のスケール、スラッジ等の異物の付着及び割れ、変形、腐食等の有無を点検する。</p>	
内部の状況	<p>1 付着物及び堆積物の有無を点検する。</p> <p>2 割れ、腐食、損傷等の有無を点検する。</p>	
圧力計・水高計及び温度計	<p>1 指針が大気圧の下でゼロ点の指示であることを確認する。</p> <p>2 損傷等の有無を点検する。</p> <p>3 導圧口、導圧管、サイホン管、コック等の詰まりの有無を点検する。</p> <p>4 温度計感温部の腐食及び損傷の有無を点検する。</p>	
付属管及び弁	逃し管	<p>1 保温材の脱落及び損傷の有無を点検する。</p> <p>2 詰まりの有無を点検する。</p>
	その他の管	<p>1 変形、腐食、曲り等の有無を点検する。</p> <p>2 結露の有無を点検する。</p>
	安全弁・逃し弁	<p>1 分解のうえ清掃する。</p> <p>2 弁及び弁座の損傷の有無を点検する。</p> <p>3 各部品を清掃し、損傷等の有無を点検する。</p> <p>4 組み立て後、原則として吹出しテストをする。</p>
	減圧弁	<p>1 1次側及び2次側の圧力計の圧力変動が許容範囲内にあることを確認する。</p> <p>2 損傷等の有無を点検する。</p>
	温度調整弁	<p>1 作動の良否を点検する。</p> <p>2 損傷等の有無及びスケールの付着を点検する。</p>
蒸気トラップ	分解清掃のうえ、損傷等の有無を点検する。	
防食装置	流電陽極法は、防食材の消耗の有無を点検する。	

## 3 ポンプ（シーズンイン点検）

項目	細部内容
基礎・固定部	1 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無を点検する。 2 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無を点検する。
外観の状況	1 腐食、損傷及び漏洩の有無を点検する。 2 軸継手ゴムの損傷等の有無を点検する。 3 芯出しの良否を点検する。 4 ポンプの吸引圧力及び吐出し圧力が許容範囲内にあることを確認する。 5 軸封の漏水状態を点検する。
電動機	1 電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無を点検する。 2 回転方向が正しいことを確認する。 3 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 4 運転電流が定格値以下であることを確認する。
逆止弁	開閉状態の良否を点検する。
圧力計及び連成計	1 腐食及び損傷の有無を点検する。 2 指示値が適正であることを確認する。
運転調整	1 運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。 2 運転電流が定格値以下であることを確認する。

## 4 送風機（シーズンイン点検）

項目	細部内容
基礎・固定部	1 龜裂、沈下等の有無を点検する。 2 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。 3 防振材の破損等の有無を点検する。
外観の状況	1 設置の状況を確認する。 2 汚れの有無を点検する。 3 腐食及びボルトの緩みの有無を点検する。
電動機	1 電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無を点検する。 2 回転方向が正しいことを確認する。 3 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 4 運転電流が定格値以下であることを確認する。
軸受	発熱、音及び振動の有無を点検する。
羽根車	1 汚れ、変形、腐食等の有無を点検する。 2 ボルトの緩みの有無を点検する。 3 ケーシング等に接触していないか確認する。
運転調整	1 運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。 2 運転電流が定格値以下であることを確認する。

点検対象機器一覧表

機器名	伝熱面積又は内容積	履行場所	数量	備考
炉筒煙管ボイラー	45.4 m <sup>2</sup>	00478	1基	50m <sup>2</sup> 以下(1号缶)
熱交換器	0.073 m <sup>3</sup>	10170	1基	0.15m <sup>3</sup> 以下
貯湯タンク	0.633 m <sup>3</sup>	10170	1基	2.0m <sup>3</sup> 以下
	0.9 m <sup>3</sup>	10263	1基	2.0m <sup>3</sup> 以下 (No1)
	1.14 m <sup>3</sup>	10370	1基	2.0m <sup>3</sup> 以下
	1.17 m <sup>3</sup>	10269	1基	2.0m <sup>3</sup> 以下
	1.7 m <sup>3</sup>	10177	1基	2.0m <sup>3</sup> 以下 (No2)
	2.82 m <sup>3</sup>	10380	1基	5.0m <sup>3</sup> 以下
ボイラー給水ポンプ		00478	1台	
オイルポンプ		00478	1台	
送風機		00478	1台	

## 整備内容

## 1 ボイラー

項目	細部内容
ドラム内部の清掃	性能検査時にドラム表面を目視確認できるまで清掃する。
煙管・管ステーの清掃	すす、未燃物を除去し、性能検査時に煙管内部を目視確認できるまで清掃する。
燃焼室内部の清掃	すす、未燃物を除去し、性能検査時に燃焼室表面を目視確認できるまで清掃する。
煙道・煙突の清掃	すす、未燃物を除去し、性能検査時に内部を目視確認できるまで清掃する。
連続ブロー装置の分解清掃	分解のうえ、性能検査時にコイル等を目視確認できるまで清掃する。

## 2 熱交換器

項目	細部内容
加熱管の清掃	1 加熱管内外面のスケール、スラッジ等の異物付着を性能検査時に目視確認できるまで清掃する。 2 热源側及び被加熱側の付着物及び堆積物を性能検査時に目視確認できるまで清掃する。
内部の清掃	性能検査時に内部表面を目視確認できるまで清掃する。

## 3 貯湯タンク

項目	細部内容
加熱管の清掃	1 加熱管内外面のスケール、スラッジ等の異物付着を性能検査時に目視確認できるまで清掃する。 2 热源側及び被加熱側の付着物及び堆積物を性能検査時に目視確認できるまで清掃する。
内部の清掃	性能検査時に内部表面を目視確認できるまで清掃する。

整備対象機器一覧表

機器名	伝熱面積又は内容積	履行場所	数量	備考
炉筒煙管ボイラー	45.4 m <sup>2</sup>	00478	1基	川重冷熱工業 KS-40(1号缶)
連続ブロー装置		00478	1基	内外化学 CB-50S(1号缶)
熱交換器	0.073 m <sup>3</sup>	10170	1基	0.15m <sup>3</sup> 以下
貯湯タンク	0.633 m <sup>3</sup>	10170	1基	2.0m <sup>3</sup> 以下
	0.9 m <sup>3</sup>	10263	1基	2.0m <sup>3</sup> 以下 (No1)
	1.14 m <sup>3</sup>	10370	1基	2.0m <sup>3</sup> 以下
	1.17 m <sup>3</sup>	10269	1基	2.0m <sup>3</sup> 以下
	1.7 m <sup>3</sup>	10177	1基	2.0m <sup>3</sup> 以下 (No2)
	2.82 m <sup>3</sup>	10380	1基	5.0m <sup>3</sup> 以下

